

## 離島活性化交付金の令和4年度からの変更、拡充内容

令和4年度より離島活性化交付金において以下の事業について変更、拡充をいたします。

ご不明な点等がありましたら、担当者宛てにお問い合わせください。

### (1) 防災機能強化事業の非常用電源設備について

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とします。交付申請の際には、災害時の確実な利用に影響を及ぼさずに平常時の利用が出来る設備であることを確認できる資料等（様式自由）を提出してください。審査の上、災害時の確実な利用が出来ると確認が出来た場合に限り平時の利用を認めることといたします。

### (2) 離島留学のための寄宿舎の新たな整備、既存施設の改修

離島留学のための寄宿舎の新たな整備、既存施設の改修が可能となります。新築による寄宿舎の整備は既存施設の改修による整備を検討し、新築のみでしか寄宿舎が整備出来ない場合に限りです。新築による寄宿舎整備の場合には交付申請の際に、既存施設の改修による整備を検討した結果（様式自由）を提出してください。審査の上、既存施設の改修では対応出来ない場合に限り新築による整備を認めることとします。